

動物の愛護及び管理に関する基本的な方針

事項	ご意見等の概要	県内	県外	ご意見に対する県の考え方
基本方針	1匹でも多く不幸な命を減らす 人と動物が楽しく生活できる社会の実現に向けてできることは何か考え実行する 動物を適正に飼育してもらう為の意識向上を図る	1		今後の取組みへの参考とさせていただきます。

動物の愛護及び管理の現状と課題

事項	ご意見等の概要	県内	県外	ご意見に対する県の考え方
動物取扱業者届出・登録状況	動物取扱業者の中には、登録を行っていないものも多く存在すると推測される。未登録業者を把握しなければ、センターでの引取数は減少しないとされる。	2	2	今後の取組みへの参考とさせていただきます。

課題への具体的な取組み

動物の適正な飼養及び保管を図るための施策

事項	ご意見等の概要	県内	県外	ご意見に対する県の考え方
動物取扱業、特定動物飼養施設に対する施策	犬の登録と狂犬病予防注射についてブリーダー、ペットショップに対する啓発活動を推進して欲しい。	1		動物取扱業に対する施策の重点事項とし、積極的に取り組むこととしています。
	ペット販売業者への飼い主に対する啓発活動実施に対する強化が必要。		1	
	ペットショップが動物を飼い始める人に対し、命を粗末にしないようにという話しを必ずするべきだ。	1		
	繁殖個体の登録や、繁殖制限等動物取扱業者への規制の強化が必要。	4	125	動物取扱業者への指導については計画に盛り込んでいますが、ご提案の趣旨は法律で定められるべきことと考えます。
	インターネットでの生体販売を禁止して頂きたい。		1	
	「動物の販売に際して、生年月日とともにブリーダー等繁殖業者から出荷された日も表示するよう指導します。」を追加すべき。	2	2	動物取扱業者が遵守すべき動物の管理方法等の細目に社会化の推進をはかるための飼養保管について規定されています。これらのことも含め、取り扱い業者への指導監督を実施することとしています。
	新たな県の取組として「動物の繁殖、販売産業の新規出店、開業禁止」を追加してください。		1	実施は困難であると考えます。
	「悪質業者」に対する「業務停止命令」を追加してください。		1	法律に規定されています。
家庭での動物の適正な飼養及び保管を図るための施策	動物全般について「ブームにより外国の生き物も含め」を追加する。	1		ご提案の趣旨を計画に盛り込みます。
	動物全般について「外国からきたペットを野外に遺棄すると、もたらした生き物を捕食したり、えさやすみを奪うなど、生態系へ多大な影響を与える可能性があります。」を追加する。		1	ご提案の趣旨を計画に盛り込みます。
	終生飼養の普及啓発を行うとともに、保健所での安易な引き取りは行うべきでない。	9	23	家庭での動物の適正な飼養保管を図るための施策の重点事項として、普及啓発に積極的に取り組むとともに、高齢者が動物を飼養する場合のサポート体制を構築することとしています。また、保健所での引き取りの際には、理由の確認、繁殖制限の指導等を行い、飼い主の責務の徹底を図っていきます。
	高齢者が動物を飼養することへのサポート体制の構築が必要。		4	
	動物を安易に飼わないことや、飼い主の管理責任等の啓発活動を行い、繁殖制限を推進する。	5		
	飼い主の飼育放棄・虐待飼育に対する指導をして欲しい。	3		
	「虐待防止」並びに県民に対して「虐待を目撃、察知した際の通報義務」を追加して下さい。		1	虐待防止等の適正飼養の普及啓発については、計画に盛り込んであります。県民の通報義務については、ご提案の趣旨を今後の取組みの参考とさせていただきます。
	不妊去勢手術の法的な義務付けをしてほしい。		1	法律に基づく家庭動物の飼養保管に関する基準に努力義務として規定されています。

	「不妊去勢手術を促進するため、市町と獣医師会、愛護団体等と連携し不妊去勢手術の助成金制度の導入を働きかけます。」を追加すべき。	2	繁殖制限は本来、飼い主の責務で行うべきことであり助成制度の実施は現段階では困難であると考えます。飼い主のいない猫に対する、不妊去勢手術の実施等は、今後検討していきます。
	繁殖制限に対する助成制度を実施してほしい。	8	
動物の不適正な飼養又は保管等に対する施策	「飼養者に対する普及啓発の機会を広げる為、市町村の広報紙などを通じて不妊・去勢の必要性を普及啓発したり、ペットショップ、動物病院等にポスター、パンフレットを置くなどして、普及啓発を行う場を拡大していきます。」を追加すべき。	6	動物の不適正な飼養・保管に対する施策の重点事項として積極的に普及啓発に取り組むこととしています。
	遺棄を未然に防止する為、市町村の広報紙など動物愛護管理法第44条を載せたり、捨て猫の多い場所に注意喚起の掲示物を設置するなど普及啓発の手法を工夫するべき。	7	
	糞の後始末をしないなど、他人に迷惑をかける飼い主に罰金をかすなどの法律を制定する。	1	モラルの向上をはかるため、普及啓発を行います。罰金については市町村の条例で定められている場合もあります。
	「飼い主のいない猫の適正管理についてのガイドラインを作成し、ボランティア、関係団体等の協力を得ながら、避妊去勢手術や普及活動等で地域を支援していきます。」を追加すべき。	2	8 今後の取り組みへの参考とさせていただきます。
	飼い主のいない猫対策としてTNR活動の啓発強化とルール作りを行政が主体となって行う。	2	121
	不適切な飼養やそれともなう迷惑行為、飼育放棄や遺棄などに関する対応マニュアルを作成し、取り締まりを行う。	91	今後の取り組みへの参考とさせていただきます。
	条例で個人であっても多頭飼育等により周辺環境への悪影響等がある場合には立ち入り調査を行い、改善指導、勧告ができるように定めた。これは、飼育崩壊を未然に防止する上で必要な措置なので、情報が寄せられて場合は速やかに対処できるよう取り組んでいただきたい。	1	ご提案の趣旨は、動物の不適正な飼養及び保管等に対する施策の中に盛り込んでいます。
	多頭飼育をしている繁殖業者、一般の多頭飼育者（多頭餌やり）、ボランティア等を行政が把握し、適切に飼育している多頭飼育者やボランティアが一般から迫害されないようにするとともに、不適切な多頭飼育者へ指導管理やを行い、多頭飼育の崩壊やトラブルを防止する。ボランティア等との協力し適正飼養の普及活動や多頭飼育をしている高齢者等への支援を実施する。	5	111 多頭飼育を把握することは、多頭飼育の崩壊やトラブルを防止する上で重要であると考えますので、市町村等との連携のもと実態の把握に努めるとともに、適切な飼養保管が図られるよう指導監督を行うこととします。

動物の愛護及び管理に関する普及啓発

事項	ご意見等の概要	県内	県外	ご意見に対する考え方
動物の愛護及び管理に関する教育活動	幼少期から高校生までの動物愛護・管理に関する教育活動を推進すべきだ。	5	4	動物の愛護・管理に関する教育活動の重点事項として積極的に取り組むこととしています。
動物の愛護及び管理に関する広報活動	より効果的な広報活動を行うべきだ。	5	3	動物の愛護・管理に関する広報活動の重点事項としてあらゆる機会、手段により取り組むこととしています。

動物の愛護及び管理に関する体制整備

事項	ご意見等の概要	県内	県外	ご意見に対する考え方
行政の動物愛護管理の質の向上	動物収容施設の改善を行うべきだ。	5	117	可能な限り実施することとしています。
	殺処分方法をガスによるものをやめ麻酔薬による安楽死にするべきだ。	5	114	麻酔薬による殺処分の実施は現段階では困難ですが、将来的に殺処分する動物の数を減少させ、より良い方法の検討をすることとなると考えます。
	動物警察(特別司法警察)を設立し、法律違反を取り締まるべきだ。	4	94	法律や条例違反については保健所に対応しており、動物警察のような新たな制度について検討する考えはありません。
	動物愛護管理担当職員を設け、職務規程を定めるべきだ。		1	1 他県の状況等を参考にし、設置については今後検討を行うこととします。
	人材育成が重要		4	ご提案の趣旨を計画に盛り込みます。
	動物に関する様々な問題に対応する窓口の設置、公開が必要。		2	2 各保健所、県庁で対応していますが、更に窓口の明確化、周知を図ります。
	動物愛護管理行政の拠点となる施設を設けるためには、県民にその必要性を理解してもらう必要があり、日常的な動物愛護に関する啓発普及活動が重要だ。		1	1 今後の取り組みへの参考とさせていただきます。
国、市町村、獣医師会との連携	市町村も動物愛護管理行政の一部を担うべき。		1	1 既に実施しています。
動物愛護団体やボランティアとの協力	動物愛護推進員を募集してはどうか。		1	7 当面、動物愛護管理推進会議において各種施策の評価等を実施しますが、今後の取り組みへの参考とさせていただきます。
	動物愛護団体との連携やボランティア活動をしている団体、個人へのサポートを実施してほしい。		6	5 ご提案の趣旨は、計画に盛り込んでいます。
	ボランティア団体と協力する内容に野良猫対策を追加してほしい。		1	1 今後の取り組みへの参考とさせていただきます。

処分される命を減らすための取り組み

事項	ご意見等の概要	県内	県外	ご意見に対する考え方
迷子動物の所有者への返還推進	抑留期間の延長や、情報の提供の周知徹底を図り返還の推進を図る。	7	117	条例に基づき、7日間公示しています。更に延長するためには、施設の改善が必要であり現段階では困難。情報の周知方法は検討していきます。
適正な譲渡の推進	譲渡マニュアルの作成や、譲渡後の追跡調査等を実施し、譲渡を推進する。	7	121	ご提案の趣旨は、計画に盛り込んでいます。
	殺処分数、譲渡数、譲渡動物等について行政自ら積極的に情報を公開し、譲渡希望者をつくるべきだ。		14	
	アニマルセラピーの実施、介助犬等の育成等あらゆる角度から殺処分を減らす施策を展開する。	3	22	今後の取り組みへの参考とさせていただきます。
	「致死処分数の多くを占める子猫については、飼養可能なボランティア団体との連携による離乳前の子猫の譲渡を促進していきます。」を追加すべき。	2	3	今後の取り組みへの参考とさせていただきます。
	引き取り動物の収容期間が短すぎる。		1	譲渡可能な動物については、団体との連携等を検討し、できる限り新たな飼い主を捜すこととしています。
引き取り数を減少させる施策の推進	安易な引き取りは行うべきでない。		97	保健所での引き取りの際は、繁殖制限の指導等を行い飼い主責任の徹底を図っています。
	飼い主のいない猫を減らす対策を追加する。		5	ご提案の趣旨は計画に盛り込んでいます。

所有者明示措置の促進

事項	ご意見等の概要	県内	県外	ご意見に対する考え方
所有者明示措置の促進	所有者明示措置の普及啓発の実施	1		ご提案の趣旨は計画に盛り込んでいます。
	マイクロチップを普及推進するには、獣医科に補助制度を創設する必要がある。	1		平成20年度から3ヶ年計画で、鳥根県獣医師会により普及推進事業が実施される予定です。
	マイクロチップについては、法律で義務付けられている特定動物等以外への装着は推進するべきではない。		82	マイクロチップについては、個体識別措置の一手段として推進していくことし、計画に盛り込んでいます。義務化等については、国で検討されるべきことと考えます。
	マイクロチップの推進は、安全性の証明等一定の条件下で行うべきだ。	2	19	
	マイクロチップを推進(義務化)してほしい。		5	
	鑑札着用を徹底してほしい。		1	ご提案の趣旨は計画に盛り込んでいます。

実験動物、産業動物の適正な取扱い

事項	ご意見等の概要	県内	県外	ご意見に対する考え方
実験動物について	動物実験は必要最小限にし、苦痛を伴うものは全て禁止にする等の規定を設け、研究機関への監督等を強化すべきだ。	3	118	個別の対応として計画に盛り込んでおり、今後の取組みへの参考とさせていただきます。
	「3Rの原則を徹底させる」を追加		1	
	動物実験への払い下げは禁止してほしい。	1	1	本県では実験用動物の譲り渡しは行っておりません。
	学校での生体実験を禁止してほしい。		1	実施は困難であると考えますが、動物であってもその命の大切さを教えることは大変重要なことであると考えますので、学校での動物愛護教育活動に積極的に取り組むことを計画に盛り込んでいます。
産業動物について	衛生や環境保全の観点に加えて、動物愛護管理法の対象動物であるという観点から適正飼養や虐待の防止、苦痛のない致死処分方法の周知徹底を図ってほしい。		2	農林部局との連携を強化し、適正な取扱いを促進することとしています。
実験動物・産業動物について	動物実験及び産業動物における「禁止事項」「県民による監視体制」を追加してほしい。		1	動物に苦痛を与える行為を定義することは、困難であると考えます。禁止事項について、計画に盛り込むのではなく、関係機関との連携のもと、個々の施設で国の基準や指針に沿った適正な取扱いの促進を図ることとしています。

災害時の対応

事項	ご意見等の概要	県内	県外	ご意見に対する県の考え方
災害時の対応	被災動物救済体制のため、警察、愛護団体、ボランティアとの協力的体制の構築、強化を図るべきだ。	2	112	ご意見を参考とし、関係機関との連携体制の構築や地域活動マニュアルの作成を行います。
	動物取扱業の施設、特定動物飼養施設、実験動物・産業動物施設等多頭飼育施設での対応マニュアルが必要		1	

計画の実現・目標

事項	ご意見等の概要	県内	県外	ご意見に対する県の考え方
目標値	殺処分率の目標値を追加すべきだ。	4	123	殺処分率の目標値は設定しませんが、データの集計、分析、公表等を実施します。
	保健所別(市町村別)に数値目標を設定する。		1	数値目標は設定しませんが、保健所別の集計、分析、公表等を実施します。
	進捗状況を県民に公開する		1	実施します。
	行政が動物の殺処分を行わないという強い姿勢を示すことが必要		1	今後の取組みへの参考とさせていただきます。

その他

事項	ご意見等の概要	県内	県外	ご意見に対する県の考え方
	犬の登録、狂犬病予防注射の実施方法を工夫し登録・注射率を向上させる		1	今後の取組みへの参考とさせていただきます。
	野生動物による被害は殺す以外の方法で解決を図るべきだ。動物に苦痛を与えるワナの設置は絶対にすべきではない。これらの物は販売、製造に至るまで全面禁止とし厳しく取り締まるべきだ。		1	野生動物担当部署にご意見の趣旨を伝えます。
	外来種の輸入を厳しく制限する。		1	外来生物担当部署にご意見の趣旨を伝えます。
	動物愛護宝くじの販売		1	実施は困難であると考えます。
	犬税を導入し動物救済ファンドを設立する。	1		
	毛皮動物は動物愛護精神に反するものである。毛皮は着ない、買わないということを奨励してほしい。		1	
	動物飼育を悪質にするケースでは、飼い主の精神的な病気などが原因になっているケースもあるので、そのようなケースでは病院の紹介などの支援も必要。		1	今後の取組みへの参考とさせていただきます。
	猫の登録制		1	直ちに実施することは困難ですが、今後の取組みへの参考とさせていただきます。
	引き取り有料化(増額)	3	115	平成18年10月から有料化を実施しています。手数料は、受益者負担……引き上げることは困難です。終生飼養、繁殖制限等の飼い主責務の徹底を図ります。
	県のHPの修正		1	今後の取組みへの参考とさせていただきます。
	定時定点回収の廃止		2	本県では既に実施済みです。
	生体の無料配りと生き物命を脅かすイベントや遊びを禁止する		1	今後の取組みへの参考とさせていただきます。